

木祖村空き家バンクで空き家を購入・賃貸された皆様

「木祖村空き家対策事業補助金（空き家改修）」

をご活用ください

🏠 概要

空き家の有効活用による定住人口の増加を図るため、定住する意思を持った方が新たに賃借または購入した空き家を改修するための費用の一部を補助します。

🏠 対象者

定住するために、新たに空き家を賃借または購入した方

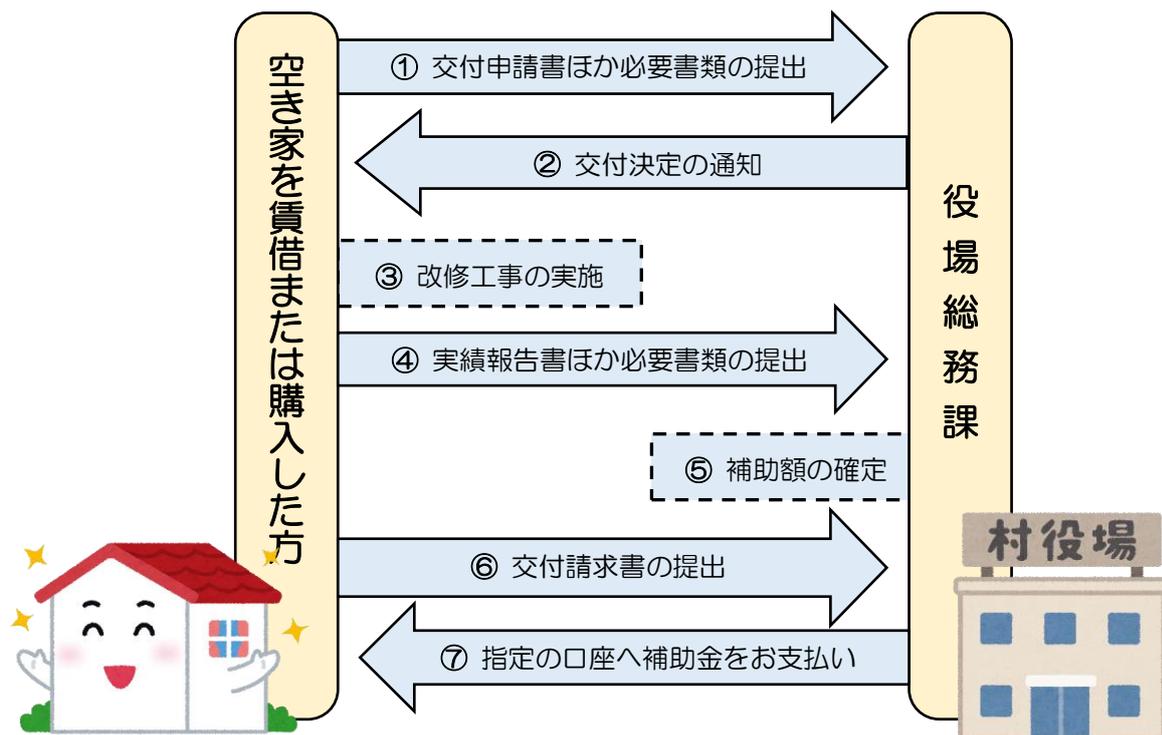
🏠 交付条件

- ・木祖村空き家バンクに登録された建物の改修であること。
- ・村内施工業者により実施される改修工事であること。
- ・木祖村に住所を有してから5年以上定住する意思があること。

🏠 補助額

台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修にかかる費用のうち、10分の5を補助します。上限は45万円です。

🏠 申請の流れ



裏面もご確認ください➡

必要書類

■交付申請時

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 改修工事の内容及び経費がわかる書類の写し（見積書等）
- 改修予定箇所の写真 ※工事施工前に撮影してください
- 登記事項証明書の写しまたは売買契約書の写し

■実績報告時

- 実績報告書（様式第8号）
- 工事等の代金請求書または領収書の写し
- 工事施工後の状況が確認できる写真

■交付請求時

- 補助金交付請求書（様式第9号）

注意事項

- ① 以下のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定を取り消し、返還させることがありますので、ご注意ください。
 - 補助金の交付を受けるための要件を欠いた場合。
 - 誓約書に記載された事項に違反があった場合。
 - 補助金交付の条件に違反した場合。
 - その他補助金の使途が不相当と認められる場合。
- ② この補助金の交付を受けた場合、「木祖村木造住宅新築等補助金」、「木祖村安心エコ住宅リフォーム補助金」の申請をすることはできません。

お問い合わせ先

木祖村役場総務課 企画財政係
〒399-6201
木曽郡木祖村大字藪原 1191 番地の1
電話：0264-36-2001
ファックス：0264-36-3344
E-mail：iju-akiya@kisomura.com

